

説明会質問一覧

番号	質問	回答
1	申請前だが、今年4月の活動は実績に入れて良いか	良いです。
2	今まで通り 1 haの面積要件はあるか？	今までどおり 1 haの要件はあります。
3	集落の農用地が緩傾斜ばかりだけどダメか？今までは、良かった。	緩傾斜農用地は、 急傾斜農用地と連担している場合 、あるいは、以下の農業生産条件の不利生が加わる場合です。 ・協定集落に係る 高齢化率が30%以上 。 ・協定集落に係る 耕作放棄率が田 5 %以上、畑10%以上 。 田と畑が混在している場合は、（田面積×0.05+畑面積×1.0）／（田面積+畑面積）×100（%）
4	初めて申請しようと思うが、傾斜は自分たちで確認しないといけないか	市が測定するので集落で測る必要はありません。
5	選択的必須事項で多面的機能を増進する活動の具体的に取る行為がわからない。例えば周辺林地の管理とはどこまでやればいいのか	補足資料（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7の1（3）ウ）にもあるとおり、「国土保全機能を高める取組」、「保健休養機能を高める取組」、「自然生態系の保全に資する取組」内の具体的に取る行為から選んでもらうこととなります。 例えば、農用地と一体となった周辺林地の管理については、具体的に何メートルと決まりがあるわけではないので、集落の実情に応じて、できる範囲で実施してもらうことになります。不明な点は、その都度農業振興課にお聞きください。 なお、多面的機能を増進する活動について、多面的機能支払交付金において行う活動以外を選択する必要があります。
6	ネットワーク化活動計画の多様な組織等の参画で、計画では自治区が入ったものの実際の活動、例えば草刈りを共同でやらなかった場合は良いのか	ネットワーク化活動計画は、作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行うことになります。そのため、例えば、計画に記載されている「共同で草刈り」を実施しなかった場合でも、計画の実現に向けて、話し合いを実施し、翌年度に実施できるようになれば問題ありません。
7	急傾斜と連たんと説明があったが、どこまでを連たんというのか？集落で1カ所でもあればすべてが連たんか？	一団の緩傾斜農用地が一団の急傾斜農用地に物理的に連担していて、水管理等において、急傾斜農用地を維持するために緩傾斜農用地を維持する必要がある場合です。
8	個人で農地を整備したが、一部コンクリートのため対象地とならないと言われた。切り分けて対象にならないか？	現地確認する必要がありますが、切り分けて対象とすることができます。
9	今まで、多面と中山間で同じ写真を報告時に提出していたため、だめなら書面で示してもらわないと、今後も同様にしてしまう。	意向調査票を提出してもらった集落に送る協定書の記入例に記載します。
10	多面の交付金をやっていない集落は、補足資料2の必須事項はどちらの項目も中山間でやる必要があるか？	耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動の両方をする必要があります。

11	提出する写真が違えば、多面とメンバーが同じでもいいか？	中山間地域等直接支払交付金と多面的機能直接支払交付金は、実施する活動が同じでは対象となりません。しかし、多くの構成員は重複すると思われます。そのため、同じ写真になることはありませんし、同じメンバーがそれぞれの写真に写っていることは問題ありません。 また、中山間直接支払交付金の協定書と多面的機能直接支払交付金の協定書において、管理する農道、水路を別々にしてあれば、別の活動として取り扱うことができます。
12	1年前から多面の活動が始まっており、すべての農道・水路を多面で管理することになってしまっているが、途中から変えられるのか？	中山間地域等直接支払交付金と多面的機能直接支払交付金は、対策期間がずれているため、事務手続きが複雑になっています。農地整備課に確認したところ可能ではありますが、事前に相談してください。 多面的機能直接支払交付金を受給している集落は、耕作放棄の防止等の活動から2つ選んでもらうのが確実です。
13	「ネットワーク化活動計画できなかった場合の2割返還」について、5年分の2割だと相当な額になりそうだが、返還に備えての繰り越しは可能か？	積み立てには、明確な使用目的が必要であり、「返還することになるかもしれない」からでは、使用目的が明確とはいえないです。そのため、積み立てることはできません。なお、ネットワーク化活動計画の作成にあたり、不明な点があれば、市に相談してください。
14	要は1回ネットワーク化計画を作ってしまえば、それで5年間10割になるのか？	対策期間内にネットワーク化活動計画を作成すれば、5年間、体制整備単価（10割）が交付されます。ただし、ネットワーク化活動計画作成後は、計画に記載されている活動を実施する必要があり、毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行うことになります。
15	ネットワーク化活動計画の作成にあたり、多様な組織等の参画を選んだ場合、中山間地域等直接支払交付金の集落協定と多面的機能支払活動組織のメンバーが同じでも、多面的機能直接支払活動組織と連携すれば交付金は10割になるということか？	多面的機能支払活動組織は、「多様な組織等の参画」に該当する組織です。
16	ネットワーク化した集落協定は全部10割になるか？また計画はそれぞれの集落協定から提出する必要があるか？	すべての集落協定が10割になる。 集落協定ごとに、構成員数も違い、抱えている問題、解決しようとしている課題も違うので全ての集落協定から提出する必要があります。
17	「事務作業の負担に見合った報酬となっているか」について具体的な数字はあるか？	集落によって交付金の額にかなり差があるため、具体的な数字はありません。
18	ネットワーク化すると、目標は同じで個々で活動していくということか？	どこまで連携するかは、パンフレットの5ページ、「ネットワーク化した協定の活動例」にあるように、事務のみ、機械の共有のみなどそれぞれの集落協定で決めてもらえば良いです。
19	交付金額が8割単価で良いならネットワーク化しなくていいか？	「ネットワーク化活動計画」を作成する必要はありません。 「耕作放棄の防止等の活動」、「水路、農道等の管理活動」、「多面的機能を増進する活動」を実施する必要が有ります。
20	ネットワーク化活動計画の報告様式はあるか？	報告様式はありません。ネットワーク化活動計画の作成や実現に向けた話し合いを毎年実施していただくことになりますので、話し合いの記録は必ず残す必要が有ります。（様式はありません）
21	スマート農業加算について、手を挙げる集落が多そうだが、予算がなくなったらどうなるか？	全国の要望量が国の予算に達した場合は、単価は下がります。スマート農業加算はスマート農業にしか使えないため、使い勝手が悪いため注意が必要です。 集落で取りまとめて農協へカメムシ防除を委託する場合については、スマート農業加算の対象となります。現在ＪＡと調整中です。

22	スマート農業加算について、集落の何%の人が委託しなければ ならない等きまりはあるか？	ありません。取りまとめた結果1人でも対象となります。
23	ネットワーク化の体制作りは具体的にどうやっていくのか？行 政が手助けしてくれるのか？	市役所から、他の組織に声かけすることはありません。集落協定から、知り合いに声をかけてもらうことになります。他の集落 よりも、同じ集落の他組織と連携するほうが話し合いがしやすいのではないのでしょうか。
24	畑の勾配があって果樹は畑で良いか？以前はだめだと言われ た。	第6期では、果樹園は畑になります。畑の勾配は、田よりも条件が厳しくなります。
25	意向調査票をすでに提出済みだが、今回の説明を聞いてやめる ことも可能か？	可能です。8月31日までに協定書の提出がなければ、令和7年度は参加しないことになります。
26	今年1年考えて来年から参加するのは良いか？	良いです。令和8年度から令和11年度までの4年間の交付となります。ただし、活動は令和12年度までの5年間実施して もらう必要があります。引き続き制度があった場合は、第7期対策に参加してもらえれば問題ありませんが、令和12年度に制度 に参加していなければ、令和12年度の1年間は交付金なしで活動することになります。
27	交付金は所有者と耕作者のどちらに配分すべきか？	管理の状況も考慮して集落で決めてもらえば良いです。
28	この説明会をもっと早い時期にできないか？	国が要綱要領を発表するのが4月1日なのでこの時期になってしまったが、国にも要望して4月中にできるよう次の担当者に伝え ます。
29	協定が認定されるかどうかはいつわかるか？早く知りたい。	協定書を早く提出してもらえれば、早めに確認します。
30	耕作放棄地が増えている昨今。農地（耕作・維持管理）が虫食 い状態にある。一団の土地に定義はあるのか。交付されるか。	農用地が物理的に連坦し1ha以上の面積が必要です。または農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面 積が1ha以上のものとなります。 なお、1haの団地とは、傾斜要件等を満たす田、畑、草地、採草放牧地を全て合計して1ha以上あればよいので、虫食い状態が あったとしても、合計で1ha以上になればよいです。
31	管理者について、利用権設定が無いといけないか。	管理者は、利用権設定、作業委託、口約束等あります。
32	適正な維持管理の定義を確認したい。草刈り程度で良いの か。	適正な維持管理とは、草刈り、耕起をすることが求められます。来季から代掻きできる状態を保つことが必要です。常に現地を 確認しているわけではありませんが、適正な維持管理に務められる様お願いします。
33	法面が大きく草刈りに苦勞している。景観作物を植えたり、花 の種を播種したらどうか。	「多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）」の中の「保健休養機能を高める取組」に当たります。

34	「はじめに」のページにある「農業生産条件が不利」とは具体的にどういうことか？	国によると、傾斜が急で、平地に比べて草刈りや農作業が大変であったり、一筆の面積が狭く作業効率が悪いことなどです。
35	今までやっていたのはいったんリセットするのか、継続してもいいのか？	5年ごとに協定を結ぶ必要があるが、過去にやっていた人・農地を引き続きとする集落が多いです。
36	スマート農業加算を利用してラジコン草刈り機を買ってもいいか？	良いです。面積によって交付額が変わるので、一年分で購入できなければ、協定書に記載して積み立てて購入しても良いです。
37	パンフレット2ページにある「2 対象者」欄「集落協定」の農業者等とは、農業者以外でもいいのか？	非農業者も構成員として協定に入れて良いです。
38	非農業者への分配金額はどうか？	例えば活動に参加したら日当を支払う。あるいは事務をやってもらったら報酬を支給するなど集落で話し合っ決めてもらえば良いです。
39	6期で8割もらうために絶対にやらなければいけないことは何か？	5期と同じく補足資料2にある活動+新たに追加されるのはみどりチェック。
40	みどりチェックの目的は？	環境負荷を低減しながら農業をやりたいという国の取組。
41	非農業者構成員の10%超は？	農業者10人なら2人以上。11人でも2人以上。5人でも1人以上。農業者19人ならば3人以上。 構成員全体の10%以上が必要になります。
42	スマート農業加算の交付率と使途はいかん？	スマート農業加算は、単価上限が5,000円/10a、交付上限額が200万円/年度です。スマート農業加算は、ドローンによる播種、防除、水管理システムの導入などスマート農業加算に関係するものだけになります。
43	多様な組織等の参画について、非農業者が在住外国人でも認められるのか。	認められます。
44	加算措置。棚田地域振興活動加算は認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき・・・とあるが認定されるものか。	指定棚田地域とは、昭和25年2月1日時点の市町村の区域で、勾配が1/20以上の棚田が1ha以上ある地域の中から都道府県の申請に基づき国が指定するもので認定計画は愛知県により作られます。因みに愛知県では岡崎市（旧宮崎村）千万町棚田、新城市（旧海老町）四谷の千枚田が知られているところです。現在の岐阜県恵那市と豊田市にまたがる（旧三濃村）の才坂も指定されています。条件を鑑み指定棚田地域となることは困難です。
45	みどりチェックシートのチェック項目に該当する箇所が少ないか？	「申請時（します）」の欄か、「該当しない」に必ずチェックを入れないと中山間地域等直接支払制度交付金が交付されません。
46	スマート農業用加算において、RC草刈機を初年度に協定内の個人、あるいは協定内の構成員数人で費用を集めて、建て替え払いで購入して、翌年度以降に加算金を充当していくことはできるか。	導入済みのローン返済へ充当することは不可です。機械を導入するための積立のみとなります。

47	南天の栽培は、畑として対象となるのか。千両は対象となるのか。どちらも販売目的である。	作物として栽培されており肥培管理が行われているならば畑となります。 昭和27年農林水産事務次官通達に“肥培管理が行われている限り農地であり、農地であるかどうかは、その土地の現況において区分する”とあります。 また、畑とは、田以外の農地で草地を除く畑であり樹園地を含むとあります。よって、貴見のとおり、畑と判断できます。
48	豊田市iマップを使って地形や協定農地を確認したい。可能か。	現時点ではできません。
49	田の法面でなく水張面に防草シートが張ってある。維持管理農地として認められるか。	認められません。
50	圃場整備事業が計画されており複数年（2年）で工事が行われる。その際、協定農地に加えることのいかん。	複数年にわたり工事が行われる農地については、交付金の対象とすることはできません。なお、耕作又は維持管理が行われる年度から交付金の交付対象とすることができます。
51	圃場整備してないが、対象農地になりえるか。圃場整備してなくても対象農地にできないか。	「農業業振興地域内農用地域」かつ「地域計画エリア内」ならば、対象農地となります。編入については、個別に農政企画課に相談してください。
52	スマート農業加算。①協定構成員のドローン所有者に委託しても該当か。②ドローンを購入する場合、協定内の個人持ちでもOKか、協定持ちが絶対か。	①ドローンによる防除等を共同取組活動の一つに位置づければ可能です。 ②貴見のとおり、個人持ちは不可となります。スマート農業加算は、スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組を行う場合に加算されるものであり、交付金は協定に基づく行為に対して交付されるものです。よって、交付金を協定組織で積み立て、ドローンを購入する場合は協定組織の所有とすべきものとなります。
53	スマート農業加算。協定締結年度にドローンを金融機関の融資を受けて導入し、その費用を各年度のスマート農業加算で償還することは可能か。	導入済みのローン返済へ充当することは不可です。機械を導入するための積立のみとなります。
54	タイマー、フロートによる水管理を実施している。対象となるか。	水位センサーは該当しますが、個人管理となるものは該当しません。タイマーやフロートは対象となりません。
55	第6期も個人配分100%でも大丈夫か。	個人配分100%可能。協定書内に定める必要があります。
56	8割交付を選択した場合、共同活動をしないといけないのか。個人で自分の管理地周辺をやれば済むのではないか。	制度上、8割交付であっても実施していただくことになります。ご理解ください。
57	対象農地現地確認の時期は。	6月から9がつにかけて確認します。衛星判定は6月から始まり、衛星判定で判定できなかった農地を8月、9月で確認します。

58	水路・農道等の管理活動を多面的機能支払い交付金で対象としている。その場合、耕作放棄の防止等の活動から2つ、多面的機能増進する活動から1つすることになっているが、役割分担として個人で実施している。この場合、実績報告時に活動記録簿を提出する必要が有るか。	必要です。なお直払と多面の活動記録写真は異なるものとなります。
----	---	---------------------------------